

令和 8 年 3 月 2 日

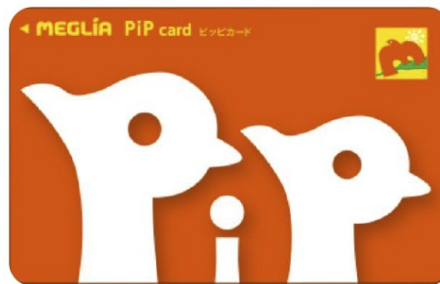
トヨタ生活協同組合

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく 前払式支払手段の払戻しの公告

令和 8 年 3 月 1 日にサービスを終了しました、当組合発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号： **トヨタ生活協同組合**
2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類： **ピッピカード**



3. 払戻しの申出期間 **令和 8 年 3 月 2 日(月)～令和 8 年 6 月 30 日(火)**

※当該申出期間内に申出をしなかった場合は当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。(資金決済法上の取扱い)

4. お申し出及び払い戻しの方法— 「ピッピカード」をご持参のうえ、メグリア店舗までお申し出ください
未使用残高を確認の上、現金にて払い戻しをさせていただきます。

【払戻しに関する問合せ先】

愛知県豊田市豊栄町二丁目 1 1 1 番地

トヨタ生活協同組合 電話番号 0565-28-5011

受付時間 9:00～17:45(土日・臨時休業日除く)